

地下街等の管理者へ下水道管内の水位を周知する取組の運用を開始します

川崎市では、想定し得る最大規模の降雨による雨水出水によって、地下街等に浸水被害が生ずるおそれがあることから、水位が警戒水位に達した際には、地下街等の管理者へ下水道管内の水位を周知する取組を開始します。

(1) 概要

- ・ 平成27年の水防法改正において、想定し得る最大規模の降雨による雨水出水によって、相当な被害が生ずるおそれのある地下街等が発達した区域の下水道施設を「水位周知下水道」に指定し、水位が「雨水出水特別警戒水位」に達したときには、その情報を地下街等の管理者へ周知することが規定されました。
- ・ 本市では、大規模な地下街のある川崎 駅東口周辺区域の雨水を排水する「堀川 幹線」を水位周知下水道に指定し
 - (※)、水位が「雨水出水特別警戒水位」に達したときには、地下街等からの迅速な避難の確保を図るため、地下街等の管理者へ水位到達情報を周知する取組を開始します。
- ・ 想定し得る最大規模の降雨により、下水道に雨水を排除できないことなどによる出水により浸水が想定される川崎駅東口周辺区域を「雨水出水浸水想定区域」として指定します。
- ※水位周知下水道の指定に伴い、神奈川県水防 計画に規定されます。



令和3年4月30日(金)より実施



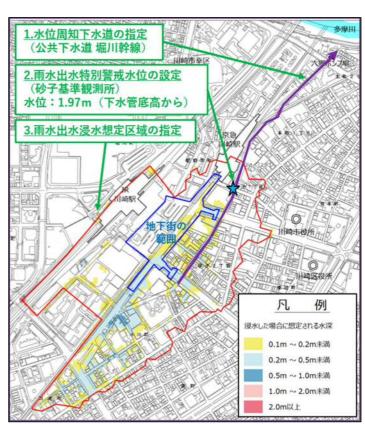


図 水位周知下水道等の概要

問合せ先

- ・川崎市上下水道局下水道部 下水道計画課 白栁 044-200-2884
- ・川崎市総務企画局危機管理室 初動対策担当 永岡 044-200-2890